

台湾における対日投資誘致業務 公募要領

対日直接投資の促進は我が国にとって重要な政策課題であり、日本貿易振興機構は外国企業誘致の中核機関として、半導体・脱炭素等の戦略分野における積極的な誘致活動が求められている。その中でも台湾は、対日投資相手先として我が国にとって重要な投資パートナーとなっており、引き続き企業誘致体制を強化していく必要がある。台湾企業の対日投資の一層の促進を通じ、日台企業のアライアンスを一層強化すべく、台湾における日本への投資可能性のある企業の発掘及び支援等に関する業務を以下のとおり委託する。

記

1. 事業目的

対日投資促進事業の一環として、グローバル企業の海外進出戦略や業界動向に知見を有し、現地ネットワークや企業誘致経験等を持つ誘致専門員を台湾に配置し、イノベーティブな対日投資有望台湾企業を積極的に発掘・支援すること。

2. 対象国・地域および分野

- (1) 対象国・地域：台湾
- (2) 分野：日本への進出を希望するイノベーティブな台湾企業

3. 業務内容

(1) 業務概要

日本貿易振興機構香港事務所（以下「甲」という）ならびに、甲が属する日本貿易振興機構の本部等（以下、甲と合せて「甲等」という）と連携して、本業務の実施者（以下「乙」という）は、日本への投資の可能性のある在台湾企業（以下「案件」という）の誘致に係る以下の業務を実施する。

- ① 新規イノベーション案件（※1）の発掘・面談設定・面談同席（15社）
- ② 既存案件および対象案件以外の支援・対応
 - 既存認定案件のうち Target 案件（※2）に対するアプローチ、進捗およびニーズ確認、支援提供
 - 既存認定案件の Target 案件以外への対応
 - イノベーション以外の新規案件候補への対応

③ 新規発掘およびフォローアップのための諸活動

新規発掘やフォローアップ、その先の対日投資の実現に向けて、甲等と連携しながら広報活動やネットワーク構築、情報整理等を行う。

※1 イノベーション案件の定義

- ・高い付加価値を創出する可能性があり、著しい新規性を有する新技術等を有する企業（生産性向上特別措置法に基づく規制のサンドボックス制度を活用するものを含む。「著しい新規性を有する新技術等」とは、当該分野において通常用いられている技術や手法と比して新規性を有するものを指す。）ならびに生産性向上へ貢献する企業。また、台湾については、特に日本と台湾の協力が進んでいる半導体産業も対象の中心。

例：シェアリングなどのビジネスモデル、AI・IoT・ビッグデータ・ブロックチェーン、ロボット、先進的医薬品・医療機器、スマートエネルギーなどに関連した技術等

- ・国内のイノベーション環境の向上に貢献する企業

例：アクセラレーター・VC等

※2 Target 案件の定義

イノベーション案件として日本貿易振興機構本部で認定された案件

(2) 業務内容詳細

① 新規イノベーション案件の発掘・面談設定・面談同席（15社）について

- ・面談は、甲等と事前に十分な調整を行ったうえで設定すること。また、面談の形態は、甲等と相談の下、対面またはオンラインで行うこととする。
- ・面談で使用する言語は、甲等および面談企業の事情を最優先して設定し、甲等の承諾を得ること。
- ・設定した面談予定について、面談が急遽決まった場合など妥当な理由がある場合を除き、面談日の5営業日前までに、以下の項目を共有すること。

(共有項目)

- 企業名
- 主な製品・サービス
- 面談日時、場所
- 面談相手（氏名・所属・役職）
- ・面談結果については、甲等指定のフォームにて、面談実施の7営業日以内に、甲に報告すること。加えて、面談企業から可能な限り概要資料（ピッチデッキ）などを入手し、甲等に共有すること。

(報告項目)

- 対日投資計画の有無、計画承認レベル、計画の詳細
- 面談内容（アウトライン、提案に対する先方の反応・質疑応答）
- 支援内容（提供した情報・資料の内容）
- 今後のフォローアップ計画

② 既存案件の支援・対応について

- ・ 既存の Target 案件については、甲等が提供する既存認定案件情報等を基に積極的にアプローチし、支援を提供することによって、案件の対日投資の実現に寄与する。具体的には、案件に対し、定期的に対日投資計画の概要や進捗状況、今後の予定等を確認するとともに、支援ニーズを確認する。支援ニーズに応じ、甲等と連携し、カスタマイズしたマーケット情報や拠点設立関連情報の作成・提供、ビジネスマッチングの実施などを行う（これら具体的な支援提供を「フォローアップ」と呼ぶ）。1カ月に4件程度の既存案件にアプローチし、年間を通して10件程度のフォローアップを目指す。なお、日本貿易振興機構東京本部や貿易情報センターへの訪問アレンジのみ（例：日本出張時の挨拶、視察の調整等）はフォローアップの対象外。また、面談した場合は、甲等指定の様式にて内容を報告する。
- ・ Target 案件以外の既存企業やイノベーション分野以外の新規問い合わせについては、能動的・積極的に対応する必要はないが、問い合わせ等があった場合は、甲等と相談しながら適宜対応する。

③ 新規発掘およびフォローアップのための諸活動について

- ・ 新規発掘やフォローアップ、その先の対日投資の実現に向けて、甲等と連携しながら広報活動やネットワーク構築を行う。具体的には以下などが想定されるが、以下に限られず甲等の相談に可能な限り対応すること。
 - 甲等が行う対日投資促進事業PRセミナーなどのサポート
 - 甲等の事業（展示会出展等）と連携した発掘活動
 - イノベーション案件候補のリストアップ
 - 業界団体、VC等とのネットワーク構築 等

④ 共通事項

- ・ 企業との連絡（質問等への回答、本部等での面談等）に関する調整は、甲等の指示、甲等との調整の下行い、メールでの連絡に当たっては、その内容を甲等に必ずCCで共有すること。
- ・ 毎月の業務遂行状況について、甲指定の様式にて、翌月の10日まで（2026年3月分については3月25日まで）に、甲に報告すること。

4. 応募資格

- ・ 公示の日から採択の日までの期間、契約に関し甲ならびに甲が属する日本貿易振興機構の本部から指名停止措置を受けていないこと。
- ・ 本業務を運営・管理できる能力を有しており、本業務を実施するための実施体制および管理体制が整備されていること。
- ・ 甲が求める経理およびその他の事務についての説明・報告ができる等、甲が本事業を発注する上で必要とする事項に適切に対応できること。個別案件に応じ、甲が属する日本貿易振興機構本部等関係職員が直接連絡・調整を行うことがあることから、乙の関係職員とも円滑なコミュニケー

ションを図ることができること。

- ・ 機密情報や個人情報の取り扱いに関する知識を有し、適切な対応ができること。
- ・ 甲が指定する分野等において、効果的に業務を遂行するために必要な、経験、人脈および知見を有すること。
- ・ 業務対象企業に対し、適切な助言、円滑なコミュニケーションができること。
- ・ 本業務を遂行する上で、業務対象企業から金銭・物品の贈与、供応接待等の対価を受けないこと。
- ・ 本業務を遂行する上で法令順守を徹底し、特に不正競争防止法に基づく外国公務員贈賄罪等で疑義を抱かれないようにすること。
- ・ 本業務の実施期間中に、我が国の他の公的資金による本事業の類似業務に従事する場合は、応募時にその旨を甲に報告すること。
- ・ 業務実施時に、業務対象企業に対し、乙自身の属する組織や個人の営業活動を行わないこと。

5. 契約形態

甲と採択された者との間で、業務契約書及び秘密保持契約書を締結する。

6. 契約期間

契約締結日から2026年3月25日まで。ただし、各種面談実施は、2026年2月28日までに業務を完了するものとする。

7. 契約金額

- ・ 契約金額は、1,968,000台湾ドルとする。
- ・ 本契約の契約単価は別紙「単価表」に定めるとおりとする。
- ・ 「単価表」のうち、月額報酬については、毎月の業務遂行状況についての乙による報告を甲が受理した上で支払うものとする。なお、契約開始日、契約満了日が月の途中となった場合には、月額報酬にそれぞれ契約開始日から月末までの日数を当該月の日数で割り戻した数字、ないしは月初から契約満了日までの日数を当該月の日数で割り戻した数字を掛け合わせて算出するものとする。
- ・ インセンティブ報酬（上限15社）の支払いに当たっては、日本貿易振興機構本部が新規案件（Target 案件）と認定した時点で、原則支払いが可能となるものとする。
- ・ 本件業務遂行にあたり、台北市、新北市外への出張が必要な場合には、証憑に基づき経費（付帯経費）の実費を別途支給するものとする。

8. 経費の支払い方法

- ・ 6月末、9月末、12月末、3月末時点における実績・報告に基づき支払うものとする（四半期毎にインセンティブ・月額報酬・付帯経費をまとめて支払う）。
- ・ 甲は乙から提出される請求書および証憑（交通費関連）を受領後、支払うものとする。
- ・ 3月末における請求書は、2026年3月25日に提出するものとする。なお、3月末における請求書提出時には、月次報告に加え、本業務全体の業務完了報告書も提出する。

9. 肩書および名刺

乙における本件業務の主担当者に対しては、甲は「JETRO対日投資誘致専門員（台湾）」という肩書を付与するとともに名刺を供与する。なお、複数の人物が業務に携わる場合には、甲は最大3名まで本肩書を付与し、名刺を供与することができるものとする。ただし、本件業務以外での使用は認められず、供与した名刺は業務委託終了時に甲に返還するものとする。

10. 質問の受付・回答

(1) 受付方法：以下のEメールアドレスにて受付（担当：平井、ナタリー）

Shiho_Hirai@jetro.go.jp heiyee_kong@jetro.go.jp

(2) 受付期間：2025年5月16日（金）から2025年5月23日（金）12時00分まで

(3) 回答方法：Eメール（仕様書等を受領した者全員に回答する）

(4) 回答期限：2025年5月23日（金）17時00分

11. 応募方法

(1) 応募書類

①申請書 1部

②提案書 3部

※応募書類作成に必要な仕様書ほかフォーム一式は、下記11.（4）の問い合わせ先まで照会の上、入手すること。

(2) 応募期限

2025年5月29日（木）12時00分 必着（持参、郵送とも）

(3) 応募方法

- ・ 上記応募書類一式を下記提出先まで持参または郵送すること。
- ・ 封筒に「台湾における対日投資誘致業務応募書類在中」と朱書きすること。
- ・ FAXやEメール等での応募は受け付けない。

(4) 提出先・問い合わせ先

[住所] 香港 灣仔皇后大道東183號 合和中心40樓4001室

日本貿易振興機構 香港事務所

<担当者> 平井、ナタリー

※応募書類は返却いたしません。

※応募書類の作成、提出にかかる交通費等、本件への応募に関して生じた経費は支給いたしません。

12. 採択

- ・ 上記4. の「応募資格」および仕様書の要件を満たす応募者を対象に、提出された提案書に基づいて評価を行い、その結果を基に採択する。
- ・ 採択結果については採否のみを書面にて応募者に通知する（2025年5月下旬（予定））。なお、審査の経過、結果に関する問い合わせには応じられない。

1 3. 個人情報の取り扱い

本採択過程で知り得た乙の個人情報は、乙選定および契約締結のために使用する。

<独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人へのOBの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- (1) 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- (2) 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
(当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。)

※光熱水費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。

また、地方公共団体及び個人は対象外です。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- (1) 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- (2) 当機構との間の取引高
- (3) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

- (4) 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- (1) 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- (2) 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

※当機構が保有する情報または公知の情報（法人のウェブサイト等）で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。

（４）公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

以 上

	業務内容	単価	数量	小計
a.	インセンティブ報酬 (新規イノベーション案件の 発掘・面談設定・面談同席)	79,200 台湾ドル	15 社 (数量の上限)	1,188,000 台湾ドル
b.	月額報酬	78,000 台湾ドル	10 カ月	780,000 台湾ドル
	合計			1,968,000 台湾ドル

※ b. については、1 カ月に満たない場合は日割り計算とする。

